

## 施設型給付費（委託費）について

### 1 令和5年度施設型給付費（委託費）について

令和6年5月頃に、令和5年度施設型給付費の調整分をお支払いする予定です。請求書の提出日、支払日については、別途お知らせさせていただきます。

令和5年度施設型給付費については、事後で調整事由が生じる場合を除き、この調整分で全てとなります。決算の作成にあたっては、令和5年4月から令和6年3月分までの施設型給付費及び5月に支払い予定の調整分の合計額で計上いただきますようお願いいたします。

#### 【調整分の内訳】

①	令和5年4月～令和6年3月までの各種調整	
②	令和5年度人事院勧告による公定価格の単価改定分（増額調整）※	
③	3月認定の加算	施設機能強化推進費加算、高齢者等活躍促進加算、外部監査費加算、施設関係者評価加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算
④	処遇改善等加算Ⅲ 令和5年4月～令和6年3月分	

### 2 令和6年度公定価格について

#### (1) 公定価格単価について

令和6年度公定価格単価表は告示として今後公表される予定となっております。公表され次第、別途お知らせさせていただきます。

#### (2) 令和6年度公定価格における加算等の主な改正点

以下の項目について、改正が行われる予定です。ただし、今後の国の公表内容に変更があった場合は随時ご連絡させていただきます。

##### (ア) 配置基準の見直し

4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する「4歳以上児配置改善加算」※を設ける。これと併せて最低基準の改正（30対1→25対1）を行う（当面の間は従前の基準による運営も可能とする経過措置を設ける。）。また、3歳児についても、4・5歳児と同様に、最低基準の改正（20対1→15対1）を行う。※チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。

##### (イ) 主任保育士選任加算の要件の見直し

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提

供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。

#### （ウ）主幹教諭等専任加算の見直し

幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。

#### （エ）小学校接続加算の見直し

小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件（※） i～ii を満たした場合を一段階目、下記要件 i～iii を満たした場合を二段階目とするとともに、加算額の見直しを行う。

#### （※）要件

- i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
- iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

### 3 令和6年度施設型給付費（委託費）について

（1）請求、支払いの流れについてですが、毎月以下のスケジュールで行っております。

- ① 前月25日頃 市において、次月の入所児童のデータ集計、請求金額の算出
- ② 毎月1日頃 施設への請求書類を送付
- ③ 毎月10日頃 請求書内容を確認いただき、メールにて修正の有無回答
- ④ 毎月22日 施設型給付費支払い

※締切・支払日が土日である場合は、直近の開庁日が締切・支払日となります。

（2）年度当初の給付費（4～6月頃を想定）については、給付システムへの新年度公定価格単価の反映が間に合わないため、手集計で給付費を算定する予定です。そのため、**年度当初は基本分単価、処遇改善等加算Ⅰ、冷暖房費加算のみで給付費を算定します。**

（3）給付システムの準備が整い次第（7月頃を予定）、「施設型給付に係る登録情報等について（照会）」でご回答いただいた内容をもとに加算を暫定で適用し、給付費に反映します。（前月以前の分は調整額として反映）

なお、処遇改善等加算の加算率については、認定までの期間の暫定加算率として、以下のとおり適用します。（大きく異なる見込みの場合はご連絡ください。）

	既存施設	新規移行、開設施設
処遇改善等加算Ⅰ	前年度（R5）の加算率	提出していただいている認可・確認申請書類に記載の

		経験年数をもとに算出した 加算率
処遇改善等加算Ⅱ	前年度（R5）の加算率	なし。加算認定申請書受付 後、適用。
処遇改善等加算Ⅲ	前年度（R5）の加算率	なし。加算認定申請書受付 後、適用。

(4) 各種加算の正式な申請を行っていただき、本市で加算の認定を行った結果、暫定の加算と差異が出る場合、認定以降の給付費で調整（追給・戻入）します。

令和6年度4月分施設型給付費（委託費）支払いスケジュール（予定）

3月29日（金） 請求書発送（市⇒施設）  
4月 9日（火） 請求書回答 締切（施設⇒市）  
4月22日（月） 4月分支払い